

平成18年 6 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成18年 6 月27日～28日

場 所 第3委員会室

平成18年6月27日（火曜日）

委	員	蓬	原	正	三
委	員	十	屋	幸	平
委	員	山	口	哲	雄

午前10時0分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

- 議案第11号 財産の無償貸付けについて
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

説明のため出席した者

警察本部

- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
  - ・県が出資している法人の経営状況について  
財団法人宮崎県暴力追放県民会議（別紙20）
  - ・平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙21）
  - ・平成17年度宮崎県公営企業会計（電気事業）  
予算繰越計算書（別紙23）
  - ・平成17年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）  
予算繰越計算書（別紙24）
- その他の報告事項
  - ・青色回転灯を装備した自動車による自主防犯  
パトロール推進状況について
  - ・県内の交通事故の現状と対策について
  - ・小中学校図書館における図書購入費、平成17  
年度県立学校における図書購入費等の徴収金  
について
  - ・学校教育法の一部改正に伴う特別支援学校へ  
の移行について
  - ・都道府県営工業用水道料金について

警 察 本 部 長	吉 田 尚 正
警 務 部 長	田 畑 勝 己
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	柄 本 憲 生
生 活 安 全 部 長	井 上 光 司
刑 事 部 長	石 村 明 朗
交 通 部 長	伊 藤 榮 啓
警 備 部 長	田 崎 三 男
警 務 部 参 事 官	谷 口 数 雄
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	椎 康 一
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	柏 田 憲 一
総 務 課 長	松 井 宏 益
生 活 安 全 企 画 課 長	椎 木 伸 一
少 年 課 長	大 町 正 行
交 通 規 制 課 長	中 園 雅 夫
運 転 免 許 課 長	樽 松 伊 勢 夫

教育委員会

教 育 長	高 山 耕 吉
教 育 次 長 ( 総 括 )	石 野 田 幸 蔵
教 育 次 長 ( 教 育 政 策 担 当 )	前 田 博
教 育 次 長 ( 教 育 振 興 担 当 )	福 島 信 雄
総 務 課 長	梅 原 誠 史
政 策 企 画 監	満 丸 洋 一
財 務 福 利 課 長	小 田 正 一

出席委員（8人）

委 員 長	外 山 良 治
副 委 員 長	湯 浅 一 弘
委 員	松 井 繁 夫
委 員	外 山 三 博
委 員	中 村 幸 一

学校政策課長	飛田	洋
学校支援監	白川	智
特別支援教育室長	渋谷	弘二
教職員課長	谷村	學
生涯学習課長	豊島	美敏
スポーツ振興課長	坂口	和隆
文化財課長	米良	弘康
人権同和教育室長	遠目塚	勉

企業局

企業局長	日高	幸平
副局長 (総括)	黒木	郁雄
副局長 (技術)	時庭	伸次
総務課長	古賀	孝士
経営企画監	本田	博
工務課長	桑畑	則幸
電気課長	廣山	潤一郎
施設管理課長	相葉	利晴
総合制御課長	白ヶ澤	宗一

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩	義広
議事課主任主事	大野	誠一

○外山良治委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

委員会の日程についてであります。お手元に配付をいたしましたに日程案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○吉田警察本部長 警察本部長の吉田でございます。

委員長を初め委員の皆様方には、本日の常任委員会、よろしくどうかお願い申し上げます。

私どもは、「安全で安心して暮らせる宮崎」の実現を目指しまして、組織の総合力を結集した力強い警察活動を推進してまいり所存でございますので、今後とも本県警察の運営に関しまして御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日御審議を賜ります公安委員会関係の議案でございますが、まず、「財産の無償貸付けについて」、「専決処分の承認を求めることについて」、「平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について」、「損害賠償額を定めたことについて」、県が出資している法人であります「財団法人宮崎県暴力追放県民会議の経営状況について」の5件、その他の報告事項といたしまして、「青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール推進状況について」と「県内の交通事故の現状と対策について」の2件につきまして、それぞれ関係部長から説明、報告させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○田畑警務部長 議案等の御説明に入ります前に、委員の皆様におわびを申し上げたいというふうに思います。先般、西都警察署におきまして、けん銃射撃訓練中の署員が誤って実弾を発

射するという事故が発生したところでございます。幸い、けが人等はなかったわけでございますけれども、本件はけん銃取り扱いの原則を逸脱したものでございまして、今後、全警察官に対する指導教養を徹底いたしまして、再発防止に万全を期してまいる所存でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成18年6月定例県議会提出議案の議案第11号「財産の無償貸付について」につきまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

平成18年6月定例県議会議案書の27ページと、お手元に配付しております資料1をごらんいただきたいと思っております。まず、「財産の無償貸付について」の議案に先立ちまして、本議案を上程することとなりました「緑ヶ丘警察職員住宅の建設及び賃貸・管理事業」につきまして、その要点を、本事業の概要、本事業を実施することについての宮崎県のメリット、本事業の進捗状況及び今後の予定、無償貸付についての法律的な判断の4つに絞りまして、そのあらましを御説明申し上げます。

最初に、本事業の概要についてであります。お手元の資料1に記載しておりますとおり、延岡警察署管内に所在する県有地を民間事業者は無償で貸し付け、この民間事業者が無償で貸し付けた県有地における警察職員住宅の設計、建設及び賃貸・管理事業を行わせるものでありまして、その主眼、効果といたしましては、宮崎県の財政負担の軽減と、勤務部署管轄内居住を義務づけられている警察職員の職員住宅の継続的安定確保を両立させようとするものでございます。

次に、本事業を実施することについての宮崎県のメリットについてでございますが、本事業

実施に当たりまして、宮崎県の財政負担は職員の住居手当のみで、職員住宅の設計費、建設費及び賃貸・管理に要する費用のすべてを民間事業者が負担しますことから、宮崎県の財政負担は大幅に軽減されることとなります。ただし、この警察職員用住宅の建物にかかる固定資産税につきましては、建物を民間事業者が所有しますことから民間事業者の負担となりますが、県有地にかかる市町村交付金、これは公共団体が支払う固定資産税のことでございますけれども、これだけは既存の職員宿舎と同様に県が負担することとなります。

次に、本事業の進捗状況及び今後の予定についてでございますが、既に県と民間事業者との間で用地貸付に係る仮契約を締結しております。今議会の議決により承認をいただきましたら、宿舎建設に着工し、平成19年2月の供用開始を予定しているところでございます。その後、平成59年3月までの約41年間にわたりまして本事業を継続実施していくこととしております。

最後に、本議案の根幹をなす「財産の無償貸付けについて」についての法律的な判断について御説明をいたします。県有の財産を有償で貸し付けるなどの行為は、「財産に関する条例」及び「公有財産取扱規則」などを根拠にこれまで行われているところでございます。ところが、本事業につきましては、県有地を無償で民間事業者に貸し付けることを前提としておりますことから、「財産に関する条例」によりこれが可能であるかについて検討いたしました。その結果、本事業につきましては、さきに申し上げましたように、勤務部署管轄内居住を義務づけられている警察職員の専用住宅の安定的確保を図ろうとするものであります。加えて、それぞれの地域における治安維持に密接不可分な事柄であり

ますことから、県民生活への影響も大きく、公益性の高いものとは判断されるところでございます。しかしながら、本事業の貸し付けにつきましては、「財産に関する条例」において無償貸付ができることとされる範疇としてとらえることは困難と思料されますことから、本条例による無償貸付はできないとの判断に至りました。

そこで、「財産に関する条例」の根拠であります地方自治法第237条の規定にその解釈を探りました。「財産に関する条例」第1条では、「この条例は、法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法第237条の規定による財産に関し、必要な事項を定める。」とされております。その第237条第2項におきましては、お手元の資料下段の4の「議会の議決の必要性」に記載しておりますとおり、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定されており、これは、無償貸付は原則禁止するが、条例または議会の議決による場合には無償で貸し付けができるものと解されます。さきに申し上げましたように、本事業につきましては条例では無償貸付ができないわけでございますが、この地方自治法第237条第2項の「議会の議決」という条文を根拠とすれば、無償貸付が可能であるというふうに判断をしたところでございます。

ここにいう「議会の議決」についてでございますが、お手元の資料下段の4の「議会の議決の必要性」に記載しておりますとおり、地方自治法第96条第1項では、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価な

くしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」を議会の議決事件と規定しております。よって、県有地の無償貸付を前提にしております本事業を実施に移すためには、議会の議決を経なければならないことから、今回議決いただきたく、本議案を議会に上程したものでございます。

なお、県有地を無償で貸し付ける理由につきましては、仮に「公有財産取扱規則」などの規定により算出した正規の財産貸付料約562万円を徴収するとした場合、その負担は職員が支払う家賃にはね返りまして、その分周辺の民間アパートより家賃が高くなるということになります。そうしますと、管内居住を義務づけられている職員に対し、経済的に負担を強いることとなりますことから、無償での貸し付けとしたものでございます。

次に、27ページの議案第11号に掲げております各事項について御説明をいたします。

議案第11号の「財産の無償貸付けについて」につきまして、これまでに御説明申し上げましたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けの目的につきましては、県有財産である土地を警察職員専用住宅の建設等の用地に供するためでありまして、その必要性につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。

所在地につきましては、延岡市緑ヶ丘2丁目31番45号でございます。

また、土地の面積につきましては、4,375.25平方メートルでございます。

貸付期間につきましては、契約発効の日から平成59年3月31日までとしております。貸付期

間の根拠といたしましては、「公有財産取扱規則」第15条第1項第2号におきまして、堅固な建物の所有を目的とする土地の貸し付けにつきましましては、30年間を超えない期間で貸し付けることができることとなっております。また、同条第1項第3号におきまして、「貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新のときから前項に定める期間を超えることができない」と規定されておりますことから、この規定に従えば、最長60年間貸し付けることが可能となりますが、民間事業者に常に良好な居住環境を維持してもらうことのできる相応の期間と民間事業者の採算性の双方を考慮しまして、延長期間と建設にかかる期間等を含め、平成59年3月31日までの約41年間で貸付期間としております。

貸付先につきましては、緑ヶ丘リビングサポート株式会社でございます。この民間事業者の決定方法につきましては、公募型プロポーザル方式により広く一般に公募いたしました。ただし、応募できる事業者の条件として、県内事業者育成の観点から、建設事業者につきましては、宮崎県内に本店を有する事業者を1社以上含めることを条件といたしました。この結果、森林都市・吉原・菱熱グループを本事業の優先交渉権者として決定をいたしまして、建築の主体工事部分は、宮崎県内に本店を有する吉原建設株式会社が実施することとなっております。本事業は、安定性、継続性が求められる事業でありますので、連鎖倒産などのリスクを回避するため、本事業のみを実施する特別目的会社「SPC」を設立することといたしました。これにより、森林都市、吉原建設、菱熱の3事業者から成る緑ヶ丘リビングサポート株式会社が設立されております。

以上で県有地の無償貸付に係る議案についての説明を終わらせていただきますが、最後に、本事業の有用性について説明させていただきます。

本事業は、県の財政負担の軽減を図ることはもちろんのことでございますが、警察職員が県民の居住する地域に生活拠点を置くことにより、県民が享受する安全・安心等の利益を守ることにも大きく寄与するものでございます。また、財政基盤の脆弱な本県におきましては、今後も財政の硬直化は避けられず、公共事業が伸びるとは予想しがたい状況にある中で、設計、建設、賃貸・管理に県費を必要としない本事業をぜひとも成功させ、これをリーディングケースとして今後の警察職員住宅の建てかえが継続的かつ円滑に進められることとなれば、地域の経済の活性化にも大きく貢献することができるものというふうに考えております。本件議案につきましては、本事業の有用性等を総合的に御判断いただき、御了承くださいますようお願いを申し上げます。

次に、平成18年6月定例県議会提出議案の報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」と、報告事項「平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」につきまして、御説明をいたします。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは、平成17年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）の公安委員会関係歳出予算でございます。明細につきましては、お手元の平成18年6月定例県議会提出予算事項別明細書の67ページでございます。（款）警察費、（項）警察管理費、（目）警察本部費、（節）職員手当等の金額マイナス20万5,000円でありまして、退職手当の支給額が確

定したことに伴いまして、その不用額を補正するものでございます。

次に、報告件名「平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」について御説明をいたします。お手元の平成18年6月定例県議会提出報告書168ページが一番下の欄にありますとおり、警察本部の平成17年度の繰越明許費は、信号機等のデザインポール共架整備事業3,100万円であります。これは、電線を地下配線した上で交差点に信号機を設置する事業でございますが、道路管理者の関連工事が年度内に終了しないため、都城市の西都城駅前地区の3交差点分の事業費を平成18年度に繰り越すものでございます。

次に、平成18年6月定例県議会提出報告書の報告件名「損害賠償額を定めたことについて」につきまして、御説明をいたします。お手元の平成18年6月定例県議会提出報告書の3ページの上から4番目の事案から7番目の事案の計4件でございます。

1件目は、平成17年10月16日に発生した交通事故でございます。警察本部警備第一課の警察官が、宮崎市大塚町乱橋4512番地、県営住宅大塚C団地の駐車場内において、公用車を転回しようとして後退した際、同駐車場に駐車するため停車していた相手方の軽自動車に衝突したものでございます。相手方車両の修理費用として、21万9,543円を損害賠償金として県費で支払うものでございます。

2件目は、平成17年11月28日に発生した建造物損壊事故でございます。都城警察署の警察官が、小型警ら車を運転して警ら中、深夜で暗かったため、道路左側にある側溝に落下寸前に気づき、とっさにハンドルを右に切った際、相手方が居住する家屋の支柱に衝突したものでございます。相手方家屋の修理費用として、18

万6,795円を損害賠償金として県費で支払うものでございます。

3件目は、平成17年12月22日に発生した交通事故でございます。串間警察署に勤務する警察官が、交通事故現場へ向かっている途中、串間市大字奈留6702番地先、国道220号線上において、前方を走行していた相手方が運転する普通貨物自動車に追突したものでございます。相手方車両の修理費用として、22万9,110円を損害賠償金として県費で支払うものでございます。

4件目は、平成18年2月6日に発生した交通事故でございます。高鍋警察署の警察官が、小型警ら車を運転して警ら中、児湯郡高鍋町大字北高鍋3574番地先交差点において、相手方が運転する軽自動車と衝突したものでございます。本件交通事故に関しまして損害賠償額は16万138円でございます。過失相殺した結果、13万2,613円を県費で支払うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

**○井上生活安全部長** 次に、「青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールの推進状況について」、御報告をいたします。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。御案内のとおり、平成13年6月、大阪の池田小学校におきまして児童殺傷事件が発生して以来、全国の小学校等におきまして各種の不審者対策が図られてまいりました。その結果、不審者侵入事案が減少しているところであります。しかしながら、最近、広島県、栃木県、5月の秋田県、各県におきまして下校中の児童が殺害される事案が相次いで発生をしております。そのため、地域住民等によります自主防犯活動の必要性が叫ばれるようになりまして、登下校中の児童の安全を確保するため、パトロール隊

でありますとか見守り隊などが次々と誕生しまして、「地域の安全は地域で守る」という機運が一気に高まってまいりました。このように、子供の安全を守り、あわせて犯罪の抑止のため、自主防犯団体等によります青色回転灯を装備したパトロールカーの活用が図られるようになりました。国土交通省と警察庁の間で青色回転灯を装備する場合の自動車の取り扱いについて締結がなされました。一定の条件のもと、青色回転灯の装備が認められるようになったものであります。

この青色回転灯を装備した自動車です自主防犯パトロールのできる団体としましては、県または市町村、知事、警察本部長もしくは警察署長、または市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体及び委嘱を受けた者により構成される団体、地域安全活動を目的として設立されました公益法人あるいはNPO法人、自治会などです。また、その条件としましては、継続的な自主防犯パトロール活動ができること、パトロール中の事案に対し適切に対応できることとなっております。

申請手続の概要につきましては、近年の防犯活動の機運の高まりを受けまして、道路運送車両の保安基準に「自主防犯活動用自動車」が定義されまして、本年7月1日から手続が簡素化されることとなっております。まず、地元の警察署を通じまして、警察本部長あてに自主防犯パトロール活動を実施できる団体である旨の証明申請がなされますが、この申請に基づきまして審査を行います。申請どおりの団体であることが認められれば、証明書、標章などの交付を行い、青色防犯パトロールの開始となります。改正前は、警察の審査の後、地方運輸局等における基準緩和の認定審査等があり、申請から2

カ月ほどの期間を要していましたが、改正後は2週間程度で活動できるようになるものと思われます。

次に、本県の運用状況等についてであります。青色回転灯を装備しました自動車、いわゆる青色防犯パトロール車は、本年5月末現在で23団体等の76台が活動をしております。この団体の内訳としましては、日向市や清武町などの8自治体、公益法人である県防犯協会連合会や小林地区防犯協会などの地区防犯協会が9団体、「都城・北諸地域安全パトロール隊」や都農町の自主防犯パトロール隊「ブルーアウル」、延岡市の「東海子ども安全パトロール隊」など、市や警察署から委嘱を受けた防犯ボランティア団体が6団体となっております。さらに本県では、JA共済連宮崎が、県内の31全市町村に対しまして55台の白黒ツートンカラーの青色パトロールカーを寄贈していただくことが決まっております。本年7月中旬以降は全市町村におきまして約130台の青色パトロールカーが活動することとなります。

最後に、青色パトロールカーの効果であります。昨年の7月、嘱託職員2名を採用しまして青色パトロールカーによる防犯パトロール活動を開始しました清武町では、空き巣ねらいなど窃盗犯の未然防止の呼びかけ、小中学校の児童生徒に対する声かけ事案等の子供犯罪被害防止活動、放置自転車・自動車の違法駐車等に対する広報活動の環境浄化活動、町民の防犯意識の高揚の推進などの活動を行っております。その結果、表に示しましたとおり、平成17年の下半期と平成16年の下半期の刑法犯の認知件数と交通事故の発生件数を比較してみますと、刑法犯の認知件数がマイナス50件で、対前年比マイナス30.3%、交通事故の発生件数につきましても



マイナス18件で、対前年比マイナス9.8%となっています。これらの数字がすべて青色パトロールカーによる活動効果とは断言できませんが、かなりの効果があったものと考えております。なお、清武町は、昨年末にさらに1台の青色パトロールカーを導入しまして、本年4月からは嘱託職員2名を増員しまして活動を継続中であります。

警察といたしましては、地域の安全・安心、子供の安全確保のため、今後も青色パトロールカーの活動を支援していきたいと考えております。以上であります。

**○石村刑事部長** 次に、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の経営状況について、御報告をいたします。

お手元の平成18年6月定例県議会提出報告書149ページの「財団法人宮崎県暴力追放県民会議平成17年度事業報告書」をごらんいただきたいと思っております。御案内のとおり、宮崎県暴力追放県民会議は、県から3億円、市町村から1億円、民間の寄附1億円の5億円を基本財産として平成4年4月1日に設立され、基本財産の果実収入及び公安委員会の委託事業費等をもとに、1の事業概要記載のとおり、「暴力のない安全で住みよい宮崎」実現のため、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を推進しているところであります。しかし、近年の超低金利時代の到来から果実収入が激減いたしましたので、平成15年度まではその不足分について県から補助を受けて諸事業を展開してきたところであります。ところが、平成16年度からは県からの補助金が全額廃止されましたので、広報活動費や人件費などを削減し対応したのですが、いかんともしがたく、平成16年度以降2年連続で基本財産の一部を取り崩し、事業をしてきたと

ころであります。

次に、2の事業実績であります。主なものとして、暴力追放のための広報・啓発活動、暴力相談活動、委託事業としての事業所に対する責任者講習の実施など、資料記載の8つの項目の事業を推進しているところであります。

次に、資料153ページの収支決算であります。平成17年度の収入につきましては、基本財産運用収入は731万4,717円であります。これは、基本財産の利息収入と、基本財産で北海道債及び大阪府債を購入した際生じた利益の償還差益先取り分を含んでおります。基本財産取崩収入は500万円であります。事業収入は218万2,000円あります。これは県公安委員会からの責任者講習受託収入であります。負担金収入は315万円で、これは市町村連合会からの負担金であります。賛助金収入は273万5,000円で、これは104の団体及び企業と個人13名の方々からの賛助金であります。雑収入は2,499円で、これは預金をしております基本財産の受取利息であります。前期繰越収支差額は206万9,782円となっております。合計は2,245万3,998円あります。

一方、支出につきましては、事業費は950万9,059円、管理費は772万1,124円あります。特定預金支出は72万8,535円で、これは退職給与引当預金支出によるものです。次期繰越収支差額は449万5,280円で、合計は2,245万3,998円あります。

次に、154ページの財産目録についてであります。資産の部は、預金及び未収会費の流動資産が456万2,787円、基本財産で購入しました投資有価証券、定期預金と退職給与引当預金の固定資産が4億9,932万5,520円の、合計5億388万8,307円あります。

負債及び正味財産の部は、未払い金、預り金

等の流動負債が6万7,507円、退職給与引当金の固定負債が432万5,520円、正味財産が4億9,949万5,280円で、合計の5億388万8,307円となっております。

次に、155ページの平成18年度事業計画書について御説明いたします。基本方針、事業計画は前年度と同様ですが、本年も昨年に引き続き、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動のさらなる活性化を図っていくこととしております。

次に、160ページの収支計画であります。収入としましては、基本財産運用収入が800万円、事業収入が218万2,000円、負担金収入が305万9,000円、賛助金収入が280万円、雑収入及び前期繰越収支差額が449万7,000円で、合計は2,053万8,000円としております。

一方、支出につきましては、事業費が1,181万9,000円、管理費755万6,000円、投資活動支出及び予備費116万3,000円、合計2,053万8,000円を予定しております。

なお、平成18年度は、平成17年度の基本財産の運用による増収によって平成18年度への繰越収支差額が増加し、平成18年度においても基本財産の運用による増収が見込まれますことから、基本財産の取り崩しは回避することができました。

以上、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の平成17年度の事業報告及び平成18年度事業計画の報告を終わります。以上でございます。

なお、本事業報告等は、5月30日に行われました第22回理事会において承認をされております。

本年度も、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を強力に推進してまいり所存でありますので、御指導、御協力をよろしく願ひ

をいたします。以上でございます。

○伊藤交通部長 次に、県内の交通事故の現状と対策について御説明いたします。

お手元の資料3をごらんください。まず、1の過去5年間の交通事故発生状況の推移についてであります。県内の交通事故は、近年、人身事故の発生件数が5年間で約1.5倍に増加しております。一方、死者数につきましては、昭和47年の171人をピークに、昨年は78人まで減少しておりますが、人口10万人当たりの死者数に換算しますと、本県は6.7人で全国平均の5.4人を上回り、九州では佐賀、大分に次いで高い比率となっております。

次に、2の本年の交通事故発生状況についてであります。全国の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数とも減少傾向が見られるところであります。一方、県内におきましては、死者数は昨日現在39人で、昨年同期と同数となっておりますが、発生件数、負傷者数につきましてはわずかに減少をしております。

次に、3の交通事故の主な特徴についてであります。本年4月末の人身事故分析の結果、特徴点としては、原因別では、わき見運転や安全不確認による事故が多く、全事故の約7割を占めていること。年代別当事者では、30歳未満の若い世代の事故が多く、また、全事故に占める高齢者の割合が年々高くなっていること。路線別では、市町村道での発生が最も多く、4割以上を占めていること。事故類型別では、追突事故が全事故の約4割、出会い頭事故が約3割を占めていることなどが挙げられます。また、死亡事故につきましては、昨年同様、死者数に占める高齢者の割合が高く、本年も約5割を占めております。それに依然としてシートベルト非着用の死者が多く、5月末の四輪乗車中の死

者19人中10人がシートベルト非着用で、そのうち6人はシートベルトを着用しておれば命は助かったものと思われます。

次に、4の交通事故防止総合対策についてであります。本年の対策につきましては、過去の交通事故分析結果と本年の交通事故の発生状況等を踏まえながら、昨年に引き続き、高齢者の交通事故防止を基本にした次の重点対策を総合的に推進しているところであります。

まず、(1)の高齢者対策についてであります。高齢者対策については、世代間交流による交通安全教育を初め、ことしから、高齢者が日常利用している温泉、福祉施設などを交通安全シルバー連絡所に指定し、管理者や施設などを利用する高齢者と情報交換を行い、その情報などに基づいた高齢者宅訪問指導等を実施するなど、地域に踏み込んだ高齢者対策を推進しているところであります。また本年度は、新たに「高齢者のための信号機新設整備事業」が認められましたので、3カ年で22基の信号機を整備する計画であります。

次に、(2)の運転者対策については、運転者教育のさらなる推進と、交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反の取り締まり強化、それに、6月1日に施行されました新しい放置駐車対策によって迷惑性の高い違法駐車を排除し、良好な駐車秩序の確立を図ってまいります。また、全国的に社会問題となっています自転車のマナーアップ対策につきましては、新しいイエローカードを作成して、違反者に対しては、現在このカードを使用した指導警告を強化しているところであります。そのほか、ことしも無事故・無違反コンクール「第7回みやざき安全運転・チャレンジ200」を実施し、運転者の安全意識の高揚を図っているところであります。

次に、(3)の交通事故多発交差点等対策については、交通規制の見直し、整備を初め、道路管理者と連携した交通安全対策を引き続き継続してまいります。

次に、(4)の夜間（薄暮時）対策については、年間を通して、夜間の飲酒運転取り締まりを通じて夜間の交通事故防止対策の強化を図っているほか、今後も反射材の利用促進を県民に呼びかけてまいります。

以上、主な対策のみを説明いたしました、交通事故防止対策は警察のみでなし得るものではありませんので、今後とも、自治体を初め関係機関・団体との連携強化を図りながら効果的な対策を推進してまいり所存であります。

最後に、新たな駐車法制の施行についてであります。6月1日から道路交通法改正に伴う新たな駐車法制が施行され、特に宮崎市内の市街地を中心とした地域においては、民間の駐車監視員制度の運用を開始したところであります。昨日現在、駐車監視員による放置車両確認件数は70件であります。また、宮崎市内の幹線道路における放置車両は、施行前と比較して約80%以上減少し、放置車両の解消に一定の効果が見られますが、引き続きその実態把握に努めてまいりたいと考えております。

警察としましては、新制度の施行に備えて、県内で駐車規制総延長距離の12.8%に上る駐車規制の緩和、新制度の説明会等による周知などを実施したところであります。その結果、施行後の現場におけるトラブルや大きな問題もなく、比較的スムーズに新制度がスタートしたところであります。今後とも関係機関・団体、地域の皆さんの御意見を聞きながら的確な運用に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、県民を交通事故の脅威から

守るために、今後とも交通安全活動に対する御理解と御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

**○外山良治委員長** 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けしたいと思いますので、まず、議案・報告事項関係についての質疑はありませんか。

**○山口委員** 今回の財産の無償貸付に关します議案について、もともとこういう建設方法があるのではないかとということで、議会からもたびたび指摘をされておまして、それは基本的には知事部局に対してでありましたけれども、知事部局以外の県警察本部、教育委員会それぞれも含めて、私たちはどちらかといえば積極的に進めていいのではないかと、何も行政職員の宿舎をすべて、行政が土地を購入し、建物を建設し、それを厳しい財政の中から起債償還という形でということをやらずとも、土地は提供するけれども、民間に建設をしていただき、家賃という形で県債償還分を民間業者に支払う。一方では、その施設の管理等はすべて民間業者の方で請け負いますから、管理業務からの回避ということで、皆さん方も楽になるのかなと思っております。私の近所だからというわけでもないんですけども、どのような建物が建つことになるんですか。そしてまた、間取り等を含めて内容等がわかれば御説明をいただけませんか。

**○椎警務部参事官** お答えします。

延岡の緑ヶ丘地区に予定しております職員住宅につきましては、1LDK（35平米）が36戸、2LDK（60平米）が9戸、3LDK（72平米）が6戸、計51戸を2棟で予定をしております。1LDKについては単身者を想定しております。2LDKについては、小家族といえますか、小さい子供さんがおられるところ。3LD

Kには家族がもうちょっと多い方を予定しております。以上であります。

**○山口委員** この説明書の中で、警察力を迅速かつ的確に対応するために、「いわゆる待機宿舎制度」という表現が出てきているんですね。今の御説明では、待機宿舎ではあっても、小家族、また普通の一般家族を15世帯入れるということでもありますので、それはそれで構わないと思っておりますが、警察職員も、子女の教育の関係あるいは両親の介護の関係で、なかなか居住地域に住むことができないという人も出てきておまして、他の警察署はわかりませんが、延岡警察署でも遠方から電車を使って通勤される方もおられるようであります。そこらについては構わないんですが、要は、新しく建設されて、そこにお越しをいただくわけでした、皆さん方の職務の重要性あるいは秘密性等々含めて理解いたしますけれども、もう一方では地域住民という立場もあるわけでありますので、地域活動や子供会活動等を含めて、何も参加しないことが警察官の中立性であるという感じを持たれる方もおられるようですけども、そうではなくて、よりよき近所としてのおつき合い等をぜひともお願いいたしたいと思っております。そこについては要望ということで結構でございます。よろしくお願いたします。

**○外山良治委員長** ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** 次に、その他の報告事項等について質疑はありませんか。

**○中村委員** 「損害賠償額を定めたことについて」というので報告がございましたが、警察関係で80万円ぐらいの損害賠償が支払われておられるわけですけども、我々一般の者が事故等を起こした場合は、対物保険とかその他で自分で支

払うわけですね。これはそういった保険等は掛けていらっしゃらないんですか。

**○田畑警務部長** いわゆる任意保険のことかと思いますが。もちろん自賠責保険につきましては全車加入しておりますけれども、任意保険につきましては、正確ではないんですけれども、警察保有車両の30%前後でございまして、残りの多くのは自賠責のみの加入でございまして。一般には任意保険等ですべてがこういった場合賠償されるかと思うわけでございますけれども、今言いましたように、そういったような関係で、どうしても保険だけでやれないという部分が出てまいりますので、県費による損害賠償という形をとらざるを得ないということでございます。できるだけ任意保険の加入率も高めていきたいと考えておりますが、何分にも保有車両の数が非常に多いということもありまして、大ざっぱな言い方ですが、現時点では3割程度の加入率という状況でございます。今後とも加入台数をふやしていく努力を続けていきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

**○椎警務部参事官** 任意保険の状況ですけれども、平成9年から予算措置していただきまして加入を進めておりますが、現在、県有車両全体で四輪、二輪合わせて934台あります。四輪について言いますと656台ですけれども、このうちの240台について任意保険に加入しております。加入率は、先ほど部長が申しあげましたように36.6%ということでございます。今後とも予算を確保しまして加入率の向上には努める所存であります。以上であります。

**○中村委員** 一般の県民に任意保険に入ることについては指導しなければならぬ立場の中で、任意保険が少ないというのは、重大事故が起き

たら大変なことになると思うんです。私どもはこういう損害賠償された報告については、今までずっと、ああ、そうなのかと見過ごした部分があるんですけど、警察署だけで80万ぐらいで、トータルしたら100万超えるわけですね。そうすると、一般民間人としては自分たちで金を払う。公務で行ってるときでも払うんですか。これは任意保険にも入らにゃいかんが、自己責任ということも考えにゃいかないのではないかなという気がするんです。山口さんが言ったと思うが、相手方の名前はここに載るんですよね。ところが、事故を起こした当事者の名前は載りません。ここの報告書の中で事故を起こしたのはだれなのかというのを載せれば、こういうのが載るんだよと。我々は相手方を知る必要はない。被災者の方を知ったって全然意味がないわけだから。こういうことがあれば、県職員といえども、事故を起こした人の名前もこういうところに載りますよとすれば、より事故に対して気を使い、安全な運転をされるんじゃないか。もちろん警察官の方々ですから安全運転には十分な努力はされておるんでしょうけれども、相手方を書くんなら、その当事者も書かにゃ手落ちじゃないかなという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

**○田畑警務部長** この報告書につきましては、規定に従っておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、委員御指摘のとおり、警察官は一般の人よりも高い職業倫理と申しましょうか、特に交通安全につきまして、一般の人より非常に高い倫理を当然求められておるというふうに私ども理解しておりますので、そういったことで、職場での教養であるとか、いろんな指示の機会に、特に交通安全についてしっかりとやって、県民

の模範となるような運転をしっかりとるように心がけなさいということで、日ごろ指導してきておるところでございます。確かに、事故等もございまして損害賠償等で県費の支出もお願いしているということを含めまして、今後とも職員には、県民よりも当然運転技能も高く、運転マナーも高い必要があるんだということをこれからもしっかりと指導していきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしく願います。

**○山口委員** 警務部長と参事官に反論するわけではないですけれども、任意保険の加入は、今答弁があったようなことがスタートだったと私は理解していないんです。平成7年か8年かでしたか、初動捜査に出かけようとするパトカーが交通事故を起こしたことがありまして、その時点では県警察本部の所有する車両には自賠責だけで任意保険は掛けてありませんでした。それはおかしいではないかという議会の指摘がありまして、掛けるようにはなりましたけれども、全車両に果たして掛ける必要があるのかないのかということと、費用対効果を考えましたときに、必要最小限に任意保険を掛けることとし、仮に事故が起こった過去の賠償額を平均して推測してみると、それは保険金の掛金額に満たない形で処理できると。そういうことである以上、任意保険を掛けるべきか掛けざるべきかという部分については、必要度合いをはかりまして、その中で任意保険の加入率を高めていくことだと、それがまさに費用対効果であるという姿勢があったと思うんです。ですから、先ほどの県有車両四輪、656台中240台、36.6%が加入しておりますという言葉の裏返しとして、100%の加入率を目指していますということではないんだろうと思うんです。ですから、必要最小限こう

いった車両には掛けておきたいと、しょっちゅう稼働する車なのか、あるいは狭い路地を走る車なのかよくわかりませんが、そこらは取捨選択されてその加入率を図っていくということではなかったのかなと思います、いま一度そこらについての取り組み姿勢を御説明いただけませんか。

**○椎警務部参事官** お答えいたします。

今、山口委員御指摘のとおり、平成8年にそういうことが問題になりまして、先ほど申し上げましたように、平成9年が当初41台加入しております。今御指摘のありましたように、当然、緊急走行します、いわゆる事故に遭遇するおそれがある、事故を惹起するおそれがある警察車両について優先的に加入をするということで進めております。最後の部分の指摘がありました、どの辺まで充足をすればいいのかという点については、何台までがそういう緊急走行で、これまでは入れなければならないというのを、ここに資料として持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、委員がおっしゃるような方向での加入というのは十分我々も頭の中に置いてやっております。

**○山口委員** そういうことだったと思うんですね。ですから、県の財政に余裕があれば全車両に掛けるのが一番いいんですよ。しかし、財政が厳しい状態ですし、限られた財源の中でどう対応しようかとすれば、必要最小限のものの加入を目指して、あとは、表現がふさわしいかどうかわかりませんが、掛ける掛金の金額よりも、事故が起こって支払う金額の方が少ないのが現状だから、そこは事故防止を呼びかけようということで対処していくべきなのかなと思ってます。ただ、先ほどの警務部長の御報告では、避け切れなかったとかいうような事故ではなく

て、疲れなのか、注意がほかの方に行ってしまったのか、やむを得ない事故という気がしないんですね。そこらについては職員の引き締めを含めて図っていただきたいと思います。

先ほど交通部長から御報告がありましたが、資料3の説明の事故類型別という中で、追突40%、出会い頭29%というのがあるんですが、追突というのは走行中の追突なんですか、それとも交通信号とか一旦停止でとまっているのに追突という形、どんな形の追突がこれは多いんですか。

**○伊藤交通部長** 追突とわき見が多いという類型なんですけど、追突は、一般的に言えますことは、信号停止をした車、あるいは信号停止のために減速をした車、それに車が追突というのが多いようです。件数については割合等は出ておりませんが、ですから、一般的には、走行しながら、前の車が信号でとまろうとした、あるいはとまった、それに気づくのがおくれて追突というのが多いようです。

**○外山三博委員** 自主防犯パトロール、わかっていたら教えてほしいんですが、JA共済連から55台を31市町村に寄贈を受けたと書いてありますが、55台新車を寄贈したら相当なお金になりますよね。これはJA共済連が自主的に寄贈したいという申し出があったんでしょうか。それとも、市町村団体の方からそういう動きがあつてということなんですか。大きな金額だから、経緯がわかっておれば教えてください。

**○井上生活安全部長** 先ほどの55台という数につきましても、何周年かわかりませんが、JA共済連の記念事業で、今、非常に子供が巻き込まれる犯罪等も多いので、何らかの社会貢献がしたいということで、JA共済連の方から寄贈

したいという申し入れがありまして、各市町村から、あなたのところは何台欲しいですかというような希望等を取りまして、7月に寄贈式をJA共済連の方で行うということでございます。

**○外山三博委員** 普通車ですか、どのくらいの車ですか。

**○井上生活安全部長** 55台のうち、普通車（1000ccクラス）が30台、軽自動車が15台であります。

**○山口委員** 報告事項、宮崎県暴力追放県民会議について伺います。よく聞こえなかったんですが、過年度と次年度の予算差は200万ぐらいしかないんですが、中身を拝見しますと、事業収入、負担金収入、寄附金収入そんなに差がないんですが、なぜ基本財産取崩収入が今年度はないと言ったんですか。

**○石村刑事部長** 基本財産の運用を、各自治体の起債等を買っておるんですが、これを利率のいい分に切りかえたりした分の差額の収入があつたり、基本財産自体の利率が向上したということ。それから表を見てもらえばわかりますが、繰り越しが若干余裕があるといったようなことから、18年度は基本財産の取り崩しまでは必要ないということでございます。

**○山口委員** 事業費そのものは200万しか圧縮してないんですね。そんなに運用収入がよくなったといっても、これも730万の800万ですかから70万差、結果的には前期繰越によって救われたという、何かちょっと必ずしもという感じですね。わかりました。

いま一つの賛助金収入、個人の寄附、13名を含めて273万5,000円、非常にありがたいですし、香典返しもこんなとこに集めた方がいいのかなという感じを受けたんですが、失礼ですが、どんな方がどれほどの寄附をされるんですか。

○石村刑事部長 多少重複はすると思いますが、防犯協会に入っている篤志の方とか、業種の一つの例ですが、遊技業組合だとか、それから暴排に御理解のある団体等が主であります。ただ、御案内のとおり、賛助金収入が若干少ないのかなというような認識に立っておりまして、財政基盤確立の上では、今年度は若干の賛助会員の拡充を図ろうということで、県民会議とタイアップして努力しておりますのでございます。賛助会員の団体ですが、今言ったような業態、医師会、九州電力とかそういった企業の方、個人は公務員の方、弁護士の方、宮司さんとかいろいろな業種の方が賛助会員になっていただいております。以上でございます。

○外山良治委員長 その他何かありませんか。

○山口委員 交通部長に御指導いただきたいんですが、県北地域では、昨年度の台風の災害復旧等もありまして随所で道路工事をやっております。実は私、聞かれてわからないことなんです、工事業者が行っております片側通行の交通規制がありますよね。それぞれ2分か3分待つようにということで待機時間まで出ますが、あの信号の拘束力はどこまであるんですか。要は、距離が200メートルぐらいあって向こうが見えないならまだしも、218号でも向こうに見えるのがあるんですね。「だれも来てない、行って構わないじゃないか」と言う人もおれば、「いや、あれはあれで守らなければならない」。「それは交通違反の対象になるんですか」と聞かれて、私はわかりません。あの交通信号の遵守というか、あるいは道交法の中の位置づけというのはどう理解したらよろしいのでしょうか。

○伊藤交通部長 端的に申し上げますと、法的な拘束力はございません。お互いの任意の安全確保のために、譲り合うという精神のもとに事

業者が設置しているものでございまして、それをお互いに通行される方たちが任意に守っていると、そして安全を確保していくという趣旨のものでございますので、違反したから違反になるというものではございませんが、今後とも信号につきましては遵守をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山口委員 特に深夜、早朝はだれも来てないのはわかっているんですよ。それを待たなければならぬのかと言われたときに、私も答えようがなかったものですから、あえて伺わせていただきました。

2点目は要望なんですが、車の運転代行車です。第1点は、スタートした時点では、それぞれ駐車場にかわる車庫の用地を持ってということでスタートしたと思うんですが、それまではただらだと町の中に不法駐車していたのが、スタートした時点できちっと引き締められました。が、また路上にたくさんいるということで、タクシー運転手とのトラブルの話を聞きますものですから、そこらについての指導方をお願いいたしたいと思います。

第2点は、あの法改正によりまして、2種免許を所持しなければならない。ただし、伴走車の方はなくてもよろしいんですが、その2種免許を持っている持っていないといううわさが広がるものですから、私の方から「免許証を見せる」と言う立場でもありませんので、あわせてこの義務についての御指導方をお願いいたしたいと思います。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。



執行部の皆様には御苦勞さまでございました。  
暫時休憩をいたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時21分再開

**○外山良治委員長** それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案及び報告事項等について、教育長並びに関係課長等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

**○高山教育長** 教育委員会でございます。よろしくをお願いをいたします。

御説明に入ります前にお礼を申し上げたいと思います。さきに開催をされました高等学校総合体育大会開会式並びに県民体育大会第60回記念大会開会式に際しまして、外山委員長を初め委員の皆様にご臨席を賜り、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

また、常任委員会県北調査並びに県南調査におきましては、県立延岡商業高校、都城工業高校を初め各学校等を調査していただきまして、委員の皆様から貴重な御意見等をいただきました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、議案等についてでございますが、本定例会に提出をしておりますのは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

次に、議案以外の報告事項でございますが、「平成17年度宮崎県繰越明許計算書」について報告をいたします。

その他の報告事項といたしましては、前回の

常任委員会におきまして御質問のありました、小中学校図書館における図書購入費の状況等につきまして、資料を提出いたしておりますので、説明をさせていただきます。あわせて、「学校教育法等の一部改正に伴う特別支援学校への移行について」、報告をさせていただきます。

引き続き、関係課長が説明をいたしますので、よろしくをお願いをいたします。以上でございます。

**○小田財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

お手元の平成18年6月定例県議会提出報告書の後ろの方でございますが、168ページをお開きください。平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書の財務福利課分について御報告いたします。

下から3番目の（事業名）文教施設災害復旧事業でございます。これは、昨年の台風14号により、本庄高校、延岡養護学校とライフル射撃競技場で受けた被害に係る災害復旧事業でありまして、のり面の土砂流出等の災害復旧工事を行っているものであります。国の予算内示の関係によりまして工期が不足することから、平成18年2月定例県議会で明許繰越の御承認をいただき、8,000万7,000円を繰り越したものでございます。

なお、現在の進捗状況でございますが、延岡養護学校につきましては既に完了しており、本庄高校は6月末、ライフル射撃競技場については12月中旬には完了する予定でございます。

続きまして、別冊の表紙に「資料」と書いてある冊子の2ページをお願いいたします。「平成17年度県立学校における図書購入等に係る徴収金について」であります。

まず、徴収の目的及び徴収名目でございますが、学校図書館等の図書購入や図書関連用品の購入

等を目的に、図書館充実費や図書費などの名目で徴収されております。

3の徴収の有無についてでございますが、県立の高等学校及び中等教育学校44校中、40校で保護者からの徴収が行われております。盲・聾・養護学校につきましては、徴収している学校はございません。

徴収金額でございますが、徴収を行っている40校の平均で、年間1人当たり1,149円となっております。

主な使途につきましては、書籍の購入や視聴覚関連のビデオ、DVDソフトの購入等となっております。

財務福利課関係は以上でございます。

**○飛田学校政策課長** 学校政策課でございます。

今ごらんいただきました別冊の「資料」と表示しています冊子をお願いいたします。1ページをお開きください。平成16年度における小中学校図書館の図書購入費の状況でございます。小学校につきましては、県全体で地方財政措置額が7,262万4,444円であります。これに対し決算額は9,160万3,044円であります。中学校につきましては、同じく地方財政措置額が6,012万1,600円で、決算額は8,136万8,373円です。

なお、これらの地方財政措置額につきましては、下の米印にありますように、文部科学省が積算したおよその額でございます。以上であります。

**○渋谷特別支援教育室長** それでは、「学校教育法の一部改正に伴う特別支援学校への移行について」、御報告をいたします。

常任委員会資料の1ページをごらんください。1の学校教育法等の改正の概要についてであります。(1)の経過についてでございますが、昨

年12月8日の中央教育審議会答申、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえまして、第164回通常国会に提案されました「学校教育法等の一部を改正する法律案」が、6月15日の衆議院での可決をもちまして成立いたしました。この法律は6月21日に既に公布されておりました、施行期日は平成19年4月1日となっております。

次に、(2)の内容についてであります。まず、学校教育法の一部改正についてであります。最初に、特別支援学校制度の創設についてであります。まず1点目は、現行の障害種別に設置されております盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化するものであります。具体的には、これからは各特別支援学校は、設置者の判断に基づきまして、地域の実情等に応じて複数の障害種に対応することができるようになるというものでございます。次に2点目ですが、特別支援学校においては、小中学校等の要請に応じまして、障害による教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の教育に関し、必要な助言または援助を行うように努めることと規定されたものであります。これはいわば、平成17年度から7つの養護学校で巡回相談や教育相談として実施しております盲・聾・養護学校特別支援教育センター化事業を法律上明記したものであり、平成19年度からは、要請があればすべての特別支援学校において対応する必要が出てまいります。

次に、2つ目の丸ですが、小中学校等における特別支援教育の推進についてであります。1点目は、現在、小中学校に設置されております「特殊学級」を「特別支援学級」に名称を改めるものでございます。内容的には現状と変わりございません。次に2点目でございますが、小

中学校においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対しまして、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うこととするという規定が新たに設けられました。これは、小中学校等においてもLD等を含む障害のある児童生徒に対する特別支援教育を推進することを明記したものでございます。

次に、その他関連法律の一部改正についてありますが、盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に一本化することに伴いまして、教育職員免許法等の関係法律について所要の規定の整備を行ったものであります。

次に、2の特別支援学校への移行に向けた取り組みについてであります。まず、(1)の特別支援教育の推進についてであります。1点目の盲・聾・養護学校における専門性の向上についてであります。特別支援学校では、複数の障害種や障害の重度重複化に的確に対応することが今後は一層求められますことから、盲・聾・養護学校の専門性の向上に取り組んでまいります。2点目の地域のセンター的機能の充実についてであります。特別支援学校が小中学校へ必要な助言及び援助を行うことが法律に明記されたことに伴い、地域の特別支援教育におけるセンター的機能のさらなる充実を図ってまいります。

次に、(2)の「宮崎県立盲・聾・養護学校再編整備計画」の見直しについてであります。特別支援学校が複数の障害種に対応することができるようになることから、今後、各学校が担当する障害種について検討する必要があると見られます。このようなことから、平成21年度からの整備に関する再編整備計画の後期実施計画について、特別支援学校への転換を踏まえ見直しを行うことが必要でございます。今後、全県的な視野か

ら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、このたびの改正の趣旨、内容につきましては、小中学校で特別支援教育を行うことが明記されたことでもありますので、盲・聾・養護学校はもとよりですが、小中学校等を含むすべての学校において周知徹底を図っていかねばならないと考えております。

資料の2ページ、3ページをお開きください。学校教育法の改正につきまして、主な部分を抜粋して新旧対照表にしたものであります。説明については省略させていただきますが、参考にしていただければと存じます。説明は以上でございます。

**○谷村教職員課長** 教職員課関係について御説明申し上げます。

お手元の平成18年6月定例県議会提出議案の31ページをお開きいただきたいと思っております。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。平成17年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)でございますが、その内容につきましては、同じ資料の36ページをお開きいただきたいと思っております。(歳出)教育費の欄でございます。教育総務費につきまして、平成17年度中の退職者及び退職手当支給額が確定したことによりまして、4億2,189万2,000円の増額補正を行ったものであります。その主な要因は、勸奨退職、普通退職等の増によりまして、退職手当額が見込み額を上回ったことによるものであります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○坂口スポーツ振興課長** スポーツ振興課関係について御説明を申し上げます。

お手元の平成18年6月定例県議会提出報告書の168ページをお開きいただきたいと思っております。平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書のス

ポーツ振興課分について御報告をいたします。

下から3行目のアスベスト対策緊急事業でございます。これは、県体育館の地下機械室及び電気室に使用されたアスベストを取り除く工事であります。国がアスベスト除去に係る経費に対しまして新たな補助制度を創設いたしましたが、国の予算内示時期の関係等により工期が不足することから、平成18年2月定例県議会で明許繰越の御承認をいただき、3,144万2,000円を繰り越したものであります。なお、現在設計作業に取りかかっておりますが、除去工事は県体育館の利用状況を調整して閑散時期に行うため、完成は来年の2月を予定しておるところでございます。以上でございます。

**○外山良治委員長** 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けしたいと思っておりますので、まず、議案・報告事項関係について質疑はありませんか。

**○十屋委員** 先ほど議案の中の36ページで、総務費、退職者の手当が確定ということなんです。これがどのぐらいの人数の方がいらっしゃったかということをお聞きしたいのと、それに伴ってまた新たに採用試験が行われますので、その差が出てくると思うんですが、どの程度出てくるのか。きょうの新聞か何かにも、14倍でしたか書かれていましたので、そのあたり御説明をお願いします。

**○谷村教職員課長** 退職手当は、正職員、それから臨時的任用職員も支給されますが、正職員を見てみますと、この4～5年大体200名前後で推移していくのかなと考えております。そして採用は、ことし97名でしたが、この4～5年大体その程度、100名前後で推移していくのかなと考えております。今の53歳の方になりますと270名ぐらいになりますので、そのあた

りからふえてくるというような感じになります。以上でございます。

**○山口委員** 小中学校及び県立学校における図書館における図書購入費の御報告、ありがとうございました。

文科省が児童生徒の読書力……。

**○外山良治委員長** 山口委員、議案と報告事項についてお願いします。

議案・報告事項関係について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** わかりました。

その他の報告事項等について、何かありませんか。

**○山口委員** 小中学校及び県立学校における図書購入費の御報告、ありがとうございました。

文科省が児童生徒の読書力の向上ということ。図書館の充実等を訴えておられて、よく話題になりましたのは、国の方から措置費として交付税の中に算入しているけれども、果たしてそれが正しく図書購入費として使われているか否かというのが一つの話題になったこともありました。この結果、報告事項の1ページの中では、小学校、中学校含めまして地方財政措置額よりも決算額が多いというのは、ある意味では喜ぶべきことなんです。決算額が多いということは、市町村の持ち出しがあると理解をしてよろしいのでしょうか。それとも市町村の持ち出しプラス生徒個人からの徴収もあると理解したらよろしいのでしょうか。

**○飛田学校政策課長** 1ページにお示しさせていただきました分については、市町村の歳出決算で、市町村が予算措置をした額でございますので、この分につきましては当然市町村が予算措置をなさっているというふうに理解しており

ます。以上でございます。

○山口委員 県内小中学校における生徒からの図書費の有無は、ここではわからないということですか。

○飛田学校政策課長 市町村それぞれのそういう部分については、市町村それぞれの所管でございまして、今のところ調査をいたしておりません。現状について把握いたしておりません。以上でございます。

○山口委員 わかりました。

県教育庁としての基本姿勢を伺いたいんですが、2ページの県立学校等におけるその実態の中で、3徴収の有無で、高等学校、中等教育学校44校中、徴収あり40校、盲・聾・養護学校14校中、徴収ありゼロという報告がなされております。基本姿勢というのは、本来、図書費というのは行政の経費として措置すべきものだとお考えですか。それとも、義務教育でない限り、ある程度の父母負担はやむを得ないと、それは逆に教育に寄せる関心を高める意味も含めて財政的な支援をお願いしたいということになるんですか、そこらをちょっとお聞かせいただけませんか。

○小田財務福利課長 お答えします。

委員の御指摘の図書費に限らず、地方財政法との関連もございまして、保護者の教育費の負担ということでございまして、図書費なりそのほかいろいろ修学旅行費とか校用費、予算全般にわたる保護者の負担軽減を図るようということで、こういう徴収金については十分検討した上で適正な執行に努めなさいというのが基本的な考えでございます。以上でございます。

○山口委員 その十分な検討をされてという部分ですよね。徴収金額は平均しますと年間1,200円弱でありまして、伺いましたところ、これか

らいきますと月100円。しかし、月200円の学校があるかと思えば、年間で300～400円の学校もあるということなんですけれども、県教育庁の姿勢としては、慎重にそこらをと言いながら、徴収することに賛成なのか反対なのか。そしてそれは県教委として決めるべきことではなくて、各学校長にゆだねられていることなのか。あるいは学校長を含めたPTAを含めての判断にゆだねられているのか、どう理解したらよろしいんでしょうか。

○小田財務福利課長 当然学校関係の経費につきましては、県費の方からも、図書購入費等も含めまして年間各校に60万、それと備品ということで、高額な書籍、2万円以上のものになるんですが、これについても補助をいたしてしております。当然この補助の中で購入していただくのが一番理想的なわけでございますが、学校によりまして、保護者の方からより図書を充実してほしいとかいうものがございまして、これは管理者規則にございまして、校長の判断でそのあたりについては購入されているというふうに考えております。以上でございます。

○山口委員 学校教育法の改正等もあって校長の権限が高まったという部分はあるんでしょうけれども、果たして本当にその備品が必要なのかどうかというのを慎重に吟味してほしいと思っております。それは、例えば部活動なんかでもそうなんです。熱心な先生がいると、器械体操の道具を購入したり、あるいは相撲が熱心であれば相撲の道場をつくる。しかし、その先生が他校に転校してしまうと、もうだれも使用する人がいないということがあるんです。それと同じように、ある学校長が自分の学校経営の姿勢としてこれが必要だと言いながら、それが一つの形としてでき上がってしまいますと、

その方が異動した後は、もう意味がわからないままずるずると同じことを踏襲させられているという部分がありますので、父母負担の軽減ということはぜひとも進めてほしいと思いますが、もう一方では、教育というのはある意味では負担するところに参加する意義みたいなのがありましてですね、うまく説明できませんけれども、要は、年度年度ごとに、果たしてその図書費はうまく活用されたかされなかったか。また、その負担してきた金額は是か非かというのをそれぞれ吟味していただくように御指導をお願いしたいと思います。結構です。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他何かありませんか。

○十屋委員 スポーツ振興課にお伺いしたいんですが、各中学校、高校それぞれ全国大会に向けていろんな予選が始まっていますけれども、ある競技で全国に行くレベルのところ、ユニホームが家庭の負担になったり、全国に行くとなれば募金活動もしたりしてその中で賄うんですけど、宮崎県を背負っていったり、学校を背負っていったりしたときに、そこで不足する分とか、古いユニホームをずっと使いつ放しとか、それぞれ条件が違いますが、そういうところの辺の県としての補助とかは全然項目に上がっていないのか、その辺お聞かせいただけますか。

○坂口スポーツ振興課長 高等学校につきましては、わずかですけれども、全国大会等に派遣費として1人7,000円程度、中学生については、九州大会、全国大会に出る子供たちに数千円、わずかな金額ではありますが県の方から補助をしています。それから、国体ということになりますと、ユニホームも含めて県体協を通じて幾らかの補助をしていると。各競技団体

に補助をしながら、その中でユニホーム等にも充てていただくということになっております。

○十屋委員 前からずっと議論があるところなんですけど、教育委員会も財政的に厳しいし、県も厳しいし、現場の担当者の方々はやりくりして四苦八苦しなからやっているんですけど、お金をかけることがすべてではないと私も思いますが、競技団体が多いので一遍には無理でしょうから、必要なものに対して年次的にある程度整備していくような形をとらない限りは、いろんな面で負担が大きいので、そういうことを踏まえると、もう少し力を入れていいのかなと個人的に思っております。これは要望で構いませんけれども、予算の範囲があるでしょうけど、そういうところも御検討いただければありがたいなと思います。

それから、教育長、ここ1週間ぐらいで、高校生とか、きょうまた福岡で中学生の放火がありましたよね。特に高校1年生とか2年生とか、そういう事件が起きて、教育の現場でそれを解消しろというのは私は求めませんけれども、家庭環境だと思うんですが、宮崎においてもあり得ない話ではないというふうに思うんですね。こういう事件が発生したときに、教育委員会としてはいろんな会議の場でそういう話が話題に上るのか、現場を持っていらっしゃる学校側が、子供とか生徒がシグナルを出しているのをどういうふうに見つけるかとか、そういう協議はされるのでしょうか。

○高山教育長 確かに全国でいろいろな事件等が起きております。そのたびに県教委から通達等を出しているわけですが、そういったことだけではなくて、あらゆる機会をとらえまして、学校長会等を通じまして、そういったことについて内容等を詳しく説明をし、

そういったことが起きないように、また、委員がおっしゃったとおり、そういったサイン等を学校の先生が見落とすことのないよう、もちろん家庭が大事でございますけれども、家庭の方もまたそこあたりにつきまして十分話をし、学校の方にもそういったお願いをしているところでございます。今年度、やっぱり教育につきましては家庭が大事ななということで、家庭、地域の教育力の向上をということで各般の施策を講じていきたいと思っておりますけれども、そういった意味での家庭の教育力の向上もあわせながら、学校現場に対しても、担任と子供たちとの関係等も十分にらみながら、サイン等を見逃すことのないように、そのためにそういった通知をしながら、本県で起きないように願いながらいろいろと指導をいたしているところでございます。以上です。

**○十屋委員** 最後に要望ですけれども、今回の一般質問の中でも言わせていただいたんですが、親子との関係、接し方という部分がどの事件にも影を落としているように見えるんです。だから、そういうところ辺を含めてきちんと家庭教育力を上げていくことが——言葉で言えばたやすいことなんですけど、なかなか難しいところもあるので、積極的にそういうあたりを取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

**○外山三博委員** おととい、日曜日の日、教育委員会主催のさわやかスポーツ大会がありました。私もあるスポーツ団体に関係しておるものですから、一日そこで汗を流したんですが、ことしから県の体育大会の名称の件で、生涯スポーツ等を取り入れた形で今後展開していきたいということがありましたね。そういう中で、さわやかスポーツも生涯スポーツをやっていく

枠組みの中なんでしょうが、同じように厚生労働省所管でねりんピックというのがあるんです。私はバウンドテニスという団体をやっていますが、そっちの大会もある。関係する主催が違うんですよね。これは福祉の方ですから、そこ辺話をされて——競技をする県民にしてみたら、流れが違くと勝手に悪い。いろんなやり方も違う。ねりんピックはじゅぴあの方からの補助金があるんです。教育委員会のさわやかはないんです。できたら補助金をつく方がいいんだけど、主役は県民ですから、県民の立場に立てば、行政の縦割りとか縄張りに振り回されてしまうようなところがあるわけです。そこあたりをねりんピックの方と教育委員会と今まで話をされたことがあるのかどうか、まずそこをお聞きしたい。

**○坂口スポーツ振興課長** 今、委員が言われたとおり、私たちもすべての生涯スポーツという観点の中で昨年度ずっとお話をさせていただきました。ねりんピックも一緒にやろうと、障害者スポーツも一緒にやろうというような、県民総参加型のスポーツの祭典というものを考えておりました。議論の中で、今、委員が言われましたような予算の違い、いろんなことがありましたけれども、今後とも県民総参加型のスポーツということを念頭に、各関係部局と一層話し合いを続けていきたいと思っております。

**○外山三博委員** 次に、教育長、県民という実際やる人の立場に立ったら、行政の縦割りなんか関係ないですよ。ですから、そっちの流れと鋭意協議していただいて、来年は一本化された形での生涯スポーツというような取り組みができるように努力をしていただきたいとだけ申し上げておきます。

○中村委員 所管外なのかもわかりませんからおことわりしておきますが、スポーツ振興課長、読売巨人軍等については、所管は商工観光労働部でしょうか。

○坂口スポーツ振興課長 そうです。

○中村委員 聞くだけ聞いておきますが、今度、読売巨人軍は宮崎県に来ないんじゃないかという話もありますよね。グアムかどこかでやるのか、あるいは大リーグとキャンプを一緒にやるのかという話があるそうですが、実はきのう、読売巨人軍の社長、本県出身の清武さんという方のお父様が亡くなられた。出席したある人から聞いたんだけど、当然宮崎県を代表してだれかが葬儀に行かなくちゃいけないじゃなかったのか。だれも来てなかったと。ひょっとして行ってらっしゃったかもわかりません。その人を見かけなかったかもしれないけど。そういうことがあったので、もう来年はだめだろうなという話を聞いたんだけど、これは商工観光労働部に行って言うわけにはいかないので、教育長から知事部局に対して、そういう義理人情というのをちゃんとやっておかないと、巨人軍だっどちらでも逃げる準備をしてますからね。宮崎県だけじゃないんですよ。グアムでもあるし、さっき言った大リーガーと一緒にキャンプしたいという話もあるらしいので。葬儀は物すごい人だったらしいんですね。球団関係者からいろんな人たちが来ておった。ところが、本会議中ではあったんですけども、県当局からだれもその葬儀に行っていなかったというふうな話を聞いたんです。やっぱり義理人情をちゃんとして、球団社長が本県から出ているのであれば、やっぱり副知事ぐらいが行ってつないでおかないと、人間は感情の動物ですから、県当局は葬儀にも来なかった。行っているのかもわからないです

けどね、これは人から聞いた話ですから。もし行ってなかったら、早速手当てをしておかないとまずいと思うんです。そういったことをひとつ教育長の方から知事部局に聞いてみてください。行ってなかったら、早速——花輪はしとったらしいけど、お悔やみでもしておかないと巨人軍が逃げますよ。そういうことを思ったものですから、教育長にお願いをいたしておきたいと思います。要望です。

それから、もう異動時期は済んだんですが、来年のまた異動時期になりますと転勤等があるわけですね。前にも言いましたが、スポーツ振興課と学校教育課、お互いが話し合って、例えば十屋さんという先生はバスケットをされるとか、全部一覧表でそれはつくっているものですか。全然そういうことは関係なくしているものですか。中学校以上でもいいが、だれそれほどのスポーツを専門だというような一覧表があるものですか。

○坂口スポーツ振興課長 作成してあります。

○中村委員 ありましたらですね、お互いが話し合って適材適所に回していかないと、例えばバレーボールならバレーボール、サッカーでもいいんですが、学校によって固まるときがあるんです。非常にもったいない。であれば、配置をちゃんと考えて満遍なく回してやらないといけない部分があると思いますので、よく両者が話し合って異動時期には気をつけてやっていただきたいなと思います。

それから、この前、一般質問で数学の時間等で教科書を使用していないという話がありました。後で説明を受けましたら、いや、それはそういう過程の中でやっているのであってという話がありました。

それからもう一つは、そういったテストの結



果等がホームページに載っていないじゃないかと言われましたが、あれを聞いた人たちが——教育委員会がかわいから言うんですが、それはちゃんとこの委員会の場で、やっぱりこうこうでしたと言っておかないと残りませんから、ホームページもありますよ、また、そういった教育等についてはそればかりが教育じゃないということを、教育長はちゃんとここで説明しておかないと、一般質問を聞いた人はみんな、あんな教育やっているのかということになりますから、ここはちゃんと説明しておかれた方がいいんじゃないかなと思います。

**○高山教育長** 教科書は子供たちが基礎基本を身につける上で大変重要なものでありまして、また、教師といたしましてもよりどころとして、指導の中心的な教材だと考えています。こういった観点から、我々としましても各学校に対しましては、教科書を基本としながら指導を進めるようにということで指導しながら、子供たちがよくわかる授業、わかったというような授業に指導方法も改善をしながら努めるようにということは、これまでも指導してきておりまして、今後とも教科書を基本としながら授業を進めていくようにということは、教育委員会としては不偏の姿勢で貫いていきたいというふうに考えております。

また、学力のホームページの関係でございまして、平成17年度に、全国的に見て本県の子供たちの学力はどうかということで実施をいたしまして、教育研修センターのホームページにきちんと載せております。その内容といたしましては、全国と本県の平均点の比較とか、教育事務所ごとの平均点、あるいはまた教科ごとの平均点等を掲載をしている状況でございまして、よろしくお願ひします。

**○外山良治委員長** ほかありませんか。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたしました。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。暫時休憩をいたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時5分再開

**○外山良治委員長** 委員会を再開します。

委員会に付託されました議案及び報告事項等について、企業局長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

**○日高企業局長** 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと思います。外山委員長を初め委員会の委員の先生方には、去る5月に実施をされました県北調査におきまして、私ども所管の三財発電所を御視察いただきまして、まことにありがとうございました。現地でいろいろ御指導いただきましたことにつきましては、今後の業務の運営に十分生かしながら円滑な業務の推進を図っていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、説明をいたします。本日は、今議会への提出報告が2件、その他報告事項が1件でございまして、お手元に文教警察企業常任委員会資料というのをお配りいたしておりますが、この目次を開いていただきたいと思ひます。まず、Iの平成18年6月定例県議会提出報告関係につきましては、一つは「平成17年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」、もう一つは「平成17年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算繰越計算書」の2件でございまして、それからその下でございまして、IIのそ

の他報告事項につきましては、「都道府県営工業用水道料金について」でございます。これらの提出報告及びその他の報告事項につきましては、担当課長等からそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

私の方からは以上でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○古賀総務課長** それでは、予算の繰り越しについて御説明いたします。

平成18年度6月定例県議会提出報告書の173ページでございます。「別紙23」のインデックスがあると思います。それでは、平成17年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書について御説明します。翌年度への繰越額は4,097万7,000円でございます。これは、渡川ダムに係る施設整備事業であります。この事業は土木部において執行されておまして、企業局負担分を繰り越すものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、175ページ、「別紙24」でございます。工業用水道事業に係る予算の繰り越しについてであります。翌年度への繰越額は2億7,683万1,000円でございます。これは、昨年9月の台風14号により日向市東郷町にあります施設が全面冠水いたしましたため、本格復旧を行うための電気室の建設や電気機械設備などの工事に関し、工法の検討や国との協議に日時を要したことにより繰り越したものでございます。

繰り越しにつきましては以上でございます。

**○本田経営企画監** それでは、全国の都道府県営工業用水道事業の料金について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。まず、工業用水道事業の実施状況であります。全国の47都道府県のうち41団体が工業用水道事業を

実施しており、神奈川県、石川県、山梨県、長野県、奈良県、長崎県の6団体が未実施であります。この41団体で実施されている工業用水道事業を料金制度別にカウントいたしますと146カ所となっております。

次に、料金制度の状況であります。すべての団体が、実際に使用しない水量についても料金を徴収する、いわゆる責任水量制を採用しております。このうち、使用しない水量に係る料金の取り扱いにつきましては、使用する水量と同額の料金を徴収しているのが、36団体、126カ所であります。使用水量よりも低い料金を徴収しているのが、宮崎を含む7団体、20カ所となっております。なお、米印で示しておりますが、三重県と静岡県は、事業実施箇所によって料金制度が異なるため、団体数についてはそれぞれ計上しております。

次に、各団体の料金の比較についてであります。別紙1としまして、全国の供給単価について、経済産業省が調査しておりますデータをもとに全国都道府県営工業用水道料金一覧を表とグラフにしております。また、別紙2としまして、総務省が調査しておりますデータをもとに全国都道府県営工業用水道実質供給単価一覧を表とグラフにしております。これらの調査結果を簡単に説明させていただきます。

資料の2ページの別紙1をお開きください。ここに各団体の料金について、各箇所別に供給単価の安い方から順番に並べて一覧表にしております。この表の使用単価とは、使用している水の料金単価でありまして、未使用単価とは、使用していない水の料金単価のことです。青色で記載している箇所が126カ所ありますが、使用単価と未使用単価が同額となっております。赤色で記入している箇所が20カ所ありますが、

未使用単価が使用単価よりも安くなっており  
ます。

表の右下の部分になりますが、全国の146カ所の供給単価の単純平均は、使用単価が27.99円、未使用単価が26.40円となっております。宮崎県の料金は10.40円となっております、146料金の中で21番目の料金となっております。

右側の3ページが、2ページの表のうち使用単価をグラフにしたものであります。

続きまして、次の4ページの別紙2をお開きください。ここでは料金収入を使用水量で割り戻した実質供給単価を一覧表にしております。全国41の都道府県営工業用水道を事業所別に分けて、それぞれの実質供給単価を安い方から順番に並べております。表の右下の部分になりますが、全国の125事業所の実質供給単価の単純平均は44.88円となっております。宮崎県の単価は23.37円となっております、125の単価の中で35番目の単価となっております。右側の5ページが、これらの実質供給単価をグラフにあらわしたものであります。以上でございます。

**○外山良治委員長** 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けしたいと思いますので、まず、報告事項関係についての質疑はございませんか。

**○蓬原委員** 予算繰越の渡川ダムとおっしゃったですかね、土木部で執行しておる4,097万7,000円の繰り越しの理由。

**○桑畑工務課長** 渡川ダムの堰堤改良の繰り越し理由ですけれども、これは土木部と企業局のアロケの分でございます、額にしましては企業局のアロケの分でございます。理由としましては、去年の台風14号で県道の中渡川下三ヶ線という道路が決壊をいたしまして、その搬入路として使っていた予定が使えなくなった。その

復旧を待つて工事に入ったためにおくれたということでございます。

**○蓬原委員** 搬入路が使えなかったということですね。わかりました。

**○十屋委員** 別紙24、企業局の工事がいろいろな調整でおくれたということなんですけれども、いつすべて完成といいますか復旧できるのかというのと、企業局の給水に関しては問題ないような話を聞いているんですけれども、そのあたりの状況をちょっとお聞かせいただけますか。

**○桑畑工務課長** 工業用水道事業の電気室の建屋の件ですけれども、これが8月中旬ごろに完成する予定でございます。それと資材倉庫、これも8月中旬、それに付随して建物の中に入れる遠方監視制御装置、電気関係とかそういうものが9月30日、機械設備、それから非常用発電設備等が8月後半、大体9月までには全部終わる予定でございます。以上です。

**○蓬原委員** 14号でそういう被害を受けて、その復旧だと思うんですが、ことしもう一回あのくらいの大きな台風が来た場合にどうなるかということなんです、抜本的に、同じような台風が来ても、今度はそういう被害はこうむらないよという工事の内容にしっかりなっているというふうに理解していいんですか。

**○桑畑工務課長** 台風14号で全部冠水しましたので、今度はそういう電気設備が冠水しないように、その敷地内の高いところに、今度繰り越しております電気室の建屋を今建設しているところでございます。電気、モーター等につきましては全部そこに移設をします。家ができ上がらないと移設ができないために、全部付随しておくれます。今後どういう大雨になるかわかりませんが、この間の14号の台風では冠水をしないというような計算でしております。

○蓬原委員 これは完成予定はいつですか。

○桑畑工務課長 9月いっぱいまで全部終わります。

○蓬原委員 もしかするとその間に台風が来ると大変なことになる。そういう意味では、総務課長、国との協議というのが理由の中にあっただけですけど、それからすれば、台風が来る前にしっかり終わるという工期を設定してやっておくべきだったんじゃないか。もしその間に大きな台風が来たらもとのもくあみですよ。国との協議がそうだったというのは問題じゃないですか。

○古賀総務課長 まさに委員、御指摘のとおりでございます。昨年12月に補正をお願いしたわけでございます。その時点では6月いっぱいまでには完成させたいということで計画をしておいたわけですが、経済産業省、さらに財務省とも折衝に時間を要したということでございます。

○外山三博委員 工業用水道料金の全国との比較を今報告されましたが、これは何でといたらおかしいんですけど、何かされた意味があるんですか。本当は言いたいことが何かあるのか。初めて全国との比較したそういうものを見たんですけど、報告をされる意味を教えてください。

○外山良治委員長 済みません。その他の報告です。

○山口委員 今、外山委員が質問しようとしたことは、私も後でやろうかなと思ったことです。それに関連して伺いますが、この復旧工事予算計上額3億600万円ということなんですけど、国庫補助、自己資金それぞれの資金を使ってやることになり、おっしゃるように9月当初から稼働予定、こうなりますよね。これは工業用水道事業会計の資本的収支の中に出てくる部分ですよ

ね。何が言いたいかといいますと、後で触れようとする工業用水道料金のお話をするとき、いわば皆さん方の設備投資をした部分を水道料金で回収することになりますが、投資については企業債でもって返還ということになるのかなと思うものですから、会計の部類と、それらの資金の支出先、歳入部分と水道料金との関係をちょっと御説明いただけませんか。

○古賀総務課長 今回の災害復旧工事、17、18両年にわたっておりますが、全体の事業費で5億4,979万4,000円を要する予定でございます。このうち、3条予算、収益的収支で賄う予定といたしておりますのが2億3,855万6,000円でございます。また、建設改良費、いわゆる4条予算でございますけれども、これにつきましては3億1,123万8,000円でございます。総額5億4,900万円でございますけれども、これにつきましてはすべて内部留保金で賄う予定といたしております。

○山口委員 内部留保金ということであれば、今回の予算繰越計算書の報告がありましたが、これを含めて投資額については水道料金にはね返らない。逆に言えば、水道料金の収益でもって返済の部分はないと理解していいんですね。

○古賀総務課長 今、すべて内部留保金と申し上げましたけれども、国庫補助金の一部入っております。それと、これにつきましては内部努力で賄う予定といたしております。それを現時点では料金に反映する考えは持っておりません。

○山口委員 40年前のことを今さら言ってもせんないじゃないかと言われてそうですが、結局あの時点では、未曾有の災害とか、50年、60年に1回ある災害でまさか施設が水没するとは想像、予測もしなかったと、それが今日ではたびたび

ということなのかなと思うんですね。私どももこの1期4年の間に（2回も同じ常任委員会を経験するのもありますが）視察のたびに、また今回水没しました。また水没しましたということで、もういいかげんあきれそうになったんですが、今回それを移設するということですから、じゃ再びないんだろうなと思うんですね。要は、40年前にそのような予測をしてなかった部分の結果が、今こうやって復旧工事をやらなきゃいかんということになったんですよ。

**○古賀総務課長** 最近はそういうことになっておりますけれども、今でも残っておるわけですが、40年前に防水壁、高い塀を建てております。従来でしたらそれで何とか浸入を防げたわけですが、今日に至ってそれでは防げなくなってきたということが現実だと思います。

**○外山良治委員長** 報告事項関係についての質疑はありませんか。

その他の報告事項等について何かありませんか。

**○外山三博委員** さっきと同じことなんですけど、ここで工業用水の料金の状況を報告された意味はどういうことなんですか。

**○日高企業局長** これは、さきの4月の委員会で業務概要の説明をいたしましたときに、工業用水道料金の未達料金があると、全体に占める未達の割合というのが非常に大きいと、そういった料金体系について全国の状況との比較、こういった資料の提出の依頼がございましたので、今回提出したということでございます。

**○外山三博委員** 今、山口委員の方から、経営の中身に立ち入って今度の改築の絡みの話がちょっとありましたよね。今聞いたら、内部留保でこの改築はするんだということで、私はこ

こでこういう報告をされたというのは、今の料金設定が非常に安いので、将来は上げたいという含みがあるのか、それとも安い料金で利益を出してここまでやっておるといことを言われたのか、そこがちょっとわからなかったものだから、そういうことで聞いただけです。そういうことですか。

**○日高企業局長** 特に他意はございませんで、現状を報告したということでございます。

**○山口委員** 2ページ、3ページのことで基本的なことをお聞かせください。一種、二種、四種とあるのは、工業用水の濁度を含めた水質のことを言っているんですか。それとも量のことを言っているんですか、ちょっと教えていただけますか。

**○本田経営企画監** ここに出しておりますのは、同じ事業所でも料金体系が違うというので、経済産業省が出しておる表をそのまま出しております。今、委員がおっしゃる濁度の違いとかそういうところはちょっと承知しておりません。

**○山口委員** 私もよく知りませんが、多分水質の関係か、あるいは伏流水、上流水その辺を含めてのことだろうと思いますが、後日わかれば教えてください。

それで、全く別な話をしますが、今回、私は県立病院の病院局組織がえについての質問をいたしました。あの中で申し上げましたのは、採算性が悪化しつつあるし、医療環境も、それから診療報酬形態も、まして民間医療施設も随分変わってきたと、果たして県立病院が何をなすべきかということで、今後5年間をかけて検討したいと、その考えそのものは否定はしないんです。ところが、あの中で私は皮肉を込めて申し上げましたけれども、では、県立病院は赤字なのかといたら、赤字じゃないんですよ。単

年度収支でいきますと、16年度の結果では、新築し直した宮崎、延岡、日南を含めて黒字なんですよね。何が赤字なのかといたら、はっきり言いますが、初期投資の減価償却が出てくるために赤字なんです。では、その減価償却、初期投資はだれが決めたんだと。民間の場合でしたら、診療科目はこれとこれとこれにすると、周囲の環境を見たときに、多分この診療科目でこれぐらい人が来るから、あるいはベッド数をこれぐらいにしたらと。そういう投資計画の中で、収入は幾らあり、支出は幾らかかり、かつ減価償却これぐらいかかるということで投資金額を決めますよね。公の県立病院のあり方については、患者がどれぐらいになるとか、ベッド数でどれだけの利益が上がるなんて、私に言わせれば余り考えてなかったと思うんです。もちろんそれは公的病院としての立場もありますよ。ところが、そういうことを度外視して設備投資を行ってきましたから、減価償却部分を除けば黒字なんです、それがあつたために赤字です、赤字ですということで、県立病院のあり方を検討したいというから、それは本末転倒じゃないですかと私は申し上げてきました。つまり、初期投資を考えずに投資をしてきたために、後の収入でもって返還ができないということになります。

この工業用水を考えたときにも、実はそうじゃないのかなという気がするんですね。あの昭和30年代後半から40年代にかけて、全国的には日本が右肩上がりの重厚長大の時代であった。できるだけ大きい施設を、できるだけ水を使ってもらおうということで、ある意味では想像以上の設備をつくった。ところが、その時点ではまさかこんな台風が来るとは予測もしなかったから、防水フェンスはこれぐらいでいいだろう

とか——びっくりしますけれども、河川水位に比較して、ポンプをあそこに設置すれば、水が超えてきたら水没するのは目に見えてます。しかし、それすら当初予測せずにいろいろ設備投資を行ってきて、そのために、水没しました、水没しました。また復旧工事、また復旧工事と。じゃ、その金はどこから出るんですかと申し上げたかったんですが、それは、今の総務課長のお話では内部留保をこれに充てます。ちょっと待ってくださいと、内部留保があるのならば、本来そういう設備が最初からきちんとできていて、しかも使用水量に合った分だけの工業用水道事業であつたらよかつたけれども、水は余っているわ、使う分は少ないわ、施設は古くなって水没をするわ、そしてそれを内部留保ということになってきますと、本来、内部留保というのは、法律で決められた部分もあるけれども、基本的には利用者に対して還元すべきものだと思うんですね。それは還元せずに、実は内部留保がありますと言われると、ちょっと待ってくださいと、じゃ、私たちのあずかり知らぬ、日向市の入り口における配水管の事業なんていうのは、水道事業者の責任として漏水を防止するのはあなた方の役目であるはずなのに、ああいふ事業をやることによってまた資本的収支の部分が赤字になるから、それを埋め合わせるためのことを考えなきゃいけない。ちょっとそこらです、企業という50年、100年経営の中で、失礼ですが、皆さん方が3年とか2年でくるかわられるところに、何か終始一貫してないものがあるような気がするんです。外山委員の方から、何でこんなのが出てきたのかと言われたけど、私から見れば非常に見やすいやつだと思ったんですけどね。ちょっとそこらを聞かせていただけませんか。

○**本田経営企画監** 昭和50年ぐらいから責任水量制というのが導入されております。大きな5つのユーザーに対して責任水量制が導入されておりますが、そのときに各ユーザーの使用水量、契約水量は、ユーザーの使用計画に基づき12万5,000トンが割り振られております。

それと内部留保金のことなんですけれども、もともと昭和39年から50年ぐらいの資金不足に対して一般会計からお金を借りております。50年から単年度は黒字になっておるんですが、一般会計に償還しなかった。償還しなかったから内部留保としてためておったというのが現実でございまして、条例では累積欠損金がなくなった時点で一般会計の償還が始まるということで、内部留保がたまると承知しております。

○**山口委員** 会計の手法としてそれは正しいんですか。基本的には、企業会計であるならば、設備投資に充てることについては、起債、いわゆる企業債を充ててそれを返済していくというのが基本であって、内部留保金をこれに充てるという理由がよくわからないんですよ。設備だからできるのか、配水管だからできないのか、そこらの部分はどう理解したらいいんですか。

○**古賀総務課長** 最初の投資、昭和39年に完成した時点の投資でございましてけれども、それにつきましては当然企業債を発行して建設したわけでございます。この償還につきまして、昭和50年まで赤字でございましたので、その償還財源がなかったということで、その償還財源を一般会計から補てんを受けてきた。その補てんが累積赤字という格好であるわけでございます。その部分の償還を、累積赤字が解消された時点で一般会計に対して返していくということでございます。

○**山口委員** そうじゃないんですよ。今回の東

郷町の災害復旧工事については、もちろん国庫補助金もありますが、自己資金2億3,800万余については内部留保を充てると言われたでしょう。だから、本体部分だから内部留保を充てることのできるのか。たしか平成11年か12年ごろに送水管のやりかえ工事をおかなりの金額をかけてやっているんですね。これは国庫補助金と企業債だったとされているんです。そこには企業債を充てて、何でここは内部留保で処理しようとするのかということですよ。

○**古賀総務課長** 基本的には、起債をいたしますと当然のことながら利息がかかってまいります。現在までの内部留保資金の中には当然剰余金の部分もございましてけれども、プラスアルファ減価償却もございまして、そういった資金で賄って、少しでも原価の低減を図ろうというものでございます。

○**山口委員** ちなみに、今内部留保というのはどれぐらいあるんですか。

○**古賀総務課長** 損益勘定留保資金として約13億6,000万ほどございます。

○**山口委員** ですから、私が間違っていたら間違いだと指摘してもらって構わないんですが、4～5年前の送水管つけかえ工事は国庫補助金プラス起債だと私は理解してたんですね。いや、あれも内部留保で処理しましたということは構わないんですが、あのときは起債をし、こちらは内部留保というその使い分けがわからない。あのときはなかったけれども、今はあるとかじゃなくて、今聞けば13億あるというわけでしょう。

○**本田経営企画監** 平成8年から12年にかけて送水管をダクタイル鋳鉄管にかえたのがありますが、総額で約26億かかっております。国の補助が25.4%、4分の1ですから6億5,000万ぐら

い、13億が県からの借り入れでございました。あとの4分の1が企業局からの持ち出しということでございます。2分の1が県からの補助、4分の1が国からの補助、4分の1が企業局から出したということでございます。

○山口委員 わかりました。皆さん、うんざりしてますから、また個別に話します。

それで、ちょっと確認したいんですが、1ページの大きい2の中で、いわゆる未達料金制度、すべての団体が実際に使用しない水量についても料金を徴収する責任水量制を採用となっておりますよね。本県の場合にはこの事業を始めた昭和40年は料金2本立てでできましたけれども、その後、50年代以降は使用水量だけの契約の企業がふえてきてますよね。これは裏を返せば、現況の工場を誘致しようという誘い水的な部分の中に未達料金が入らないというのは、企業に対して好意的に受け入れられないというのが根底にあるから、使用水量だけをやっているんじゃないですか。県の工業用水を使う企業すべてが料金2本立てで行ってますかということです。

○本田経営企画監 宮崎県、今11供給しておりますが、未達水量制があるのが6企業でございます。

○山口委員 ですから、過去は2本立てで来たけれども、50年以降の企業誘致については1本立てで来てますよね。過去、私も、あるいは十屋委員の質問もありましたように、皆さん方の立場に立てば、設備投資した分を回収したいという部分がありましょ。ですから契約水量を使ってほしい。使わない部分については料金を安くしますけれども、それはそれでまたいただきますよと。その制度が、企業が経営計画の中で、みずからの骨身を削るように経営努力をす

る中に、果たして経営努力が実を結ぶような料金体系ですかと、私は過去から申し上げてきているわけです。水道をできるだけ使わないように使わないようにしよう。今、ラジオの宣伝でもテレビの宣伝でも言いますよ。自然を守るために水道を使わないようにしよう。ところが、使わないと、料金は安いけれども、逆に使わなかった部分の金を取られる。それが果たして企業経営になじみますかと、こう申し上げているわけです。ですから、新しい工業用水の契約をされているところは使用水量だけなんですよ。ですから、2本立てと1本立てというのが果たして、それは今までの皆さんの料金体系がこうやって全国的にはどこでもやっていることですよと言いながらも、現実にはうまくマッチしているかどうかということについては疑問が残ると私は申し上げているところです。いま一度申し上げますが、この契約水量を解約する、あるいは変更するということではできませんか。

○本田経営企画監 宮崎県の工業用水道の条例の中には、撤退のルール、契約変更のルールそういうものが当初記載されておられません。今、国の方で問題視をしているんですけれども、国が入っている報告書の中を見ますと、平成15年ぐらいから検討を始めているらしいんですが、全国的にそういうのが規定されておられませんので、撤退、契約水量の変更についてはルールを決めなくてはいけないというのが、今の国のスタンスでございます。

○山口委員 そうだと思うんですよ。繰り返しになりますが、右肩上がりの重厚長大の時点ではこれだけの投資が過重投資だとは思われなかったと思うんですよ。企業も意欲的に取り組んできたと思います。ところが、状況が変わり、また生産拠点が中央に移転しということになっ



てきたときには、契約水量と実際の使用水量なんていうのは、当時としては考えられないぐらいの状況になった。しかし、皆さん方としてみれば、それだけの設備をしたんだから、ちゃんとお金はいただきますよと、このやり方が果たして民間の経営に受け入れられるかどうか。言いかえれば、企業誘致を図ろう図ろうとしたとしても、企業として安易に受けられるような条件だとは私は思っておりません。一方では、今言われたようにルールはないんですよ。ないけれども、もうここに至っては、料金の2本立ての見直し、そして契約の破棄あるいは変更等については柔軟な対応ができるように、その見直しをぜひとも行っていただきたいと思っております。企業局長、よろしいでしょうか。

**○日高企業局長** 先ほど来、委員の方からいろいろ御指摘をいただいているところでございますが、まず、工業用水道の料金制度のあり方につきましては、委員御承知のとおりでございますけれども、工業用水道というのは非常に大きな設備産業でございますので、どれだけの水を使うのかということが先にございまして、使う水の量によって設備をつくり、水を供給すると、そういうシステムをとっておるところでございます。したがって、それぞれの企業の方から使用水量を聴取いたしまして、それを契約ということでやっておるわけでございますけれども、現実にこれだけの水を使いますよというような申し出があった後に、実質的に非常に契約量と乖離があると、使う水が少ないということになってきますと、これは工業用水道事業の経営上の問題というのも出てくるわけでございます。そういったことで、責任水量制ということで、申し出のあった契約量に応じて料金を徴収する、こういった制度をとっているところでござ

います。先ほど資料にもございましたように、全国的にもそのようなやり方をやっておるわけでございますが、本県の場合には、使っていない水については料金を減額しますよということで、4割ほど減額をして料金を設定しておるところでございます。しかし、いろいろ言われておりますように、契約量と実際の使った水の乖離がある、その辺についても課題であるというふうに私も認識をいたしておるところでございます。

それからもう一つは、最初は2本立ての料金で、最近に至っては1本立てじゃないかということも御指摘にございましたけれども、全体の事業規模が12万5,000トンということでございまして、12万5,000トンきっちりではございませんけれども、97～98%だったと思っておりますが、これで契約をしております。それが幾つかの企業にすべて契約ということで割り当てられておるわけでございますので、新しい企業が入ってきたときには、その契約をしておる中から分けてもらわなきゃいかんというような状況になっておりまして、その分けてもらった形が実質的に使った水と同じと、そういうふうになっておるところでございます。

それからもう一つは、今回の災害の復旧を自己資金で調達、あるいは一方では起債で調達、いろいろあるじゃないかという話がございました。私ども、経理といたしますのは、設備については当然これは減価償却ということで毎年償却していくわけでございますが、これは次の施設を改良するときのための資金ということで内部に留保しているものでございます。それからもう一つは、利益剰余金が出ますが、この利益剰余金については、今後の、例えば建設改良だとかそういったものに積み立て等する一定の処分



協議で責任水量制を採用するというふうになったということでございます。

○十屋委員 ということは、両者納得の上で責任水量制を採用したということがあって、条例の中にも変更とか撤退とか解約とかは記載されていないという先ほどの御説明だったんですが、局長は先ほどからいろいろ課題として認識されているようでありますので、今の社会情勢からすると、公営企業であっても、利益を出すためには、お互い企業という立場からすれば同じような観点に立てると思うんです。公営企業であっても、企業という場合においては収益を上げなきゃいけない。先ほどから山口委員が言われましたが、その上に立って社会的な責任、固定資産税も法人税も払わなければいけないというのがありますので。ある企業は産廃税を新たに導入されるということで日向市から撤退するような話までありました。だから、そういうところ辺で企業努力もしているけど、世界経済とか社会状況の中でもまれてなかなか努力が実らないと。そういう面で、公営企業であるがゆえに、社会基盤を支える企業局としての役割というのもあるのではないかと考えておりますので、またいろいろ御検討いただきたいというふうに思ってます。

○外山良治委員長 ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたしますが、一種、二種、四種、この標記内容についての資料要求がありました。委員資料として御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 早急に提出をお願いいたし

ます。

執行部の皆様には御苦勞さまでございました。暫時休憩をいたします。

午後 1 時 56 分休憩

---

午後 1 時 58 分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、明日 1 時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、明日の委員会は 1 時に開会と決定をいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 1 時 58 分散会

平成18年6月28日（水曜日）

---

午後1時3分開会

---

出席委員（8人）

委員	長	外山良治
副委員	長	湯浅一弘
委員		松井繁夫
委員		外山三博
委員		中村幸一
委員		蓬原正三
委員		十屋幸平
委員		山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大野 誠 一

---

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。  
まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとか一括か、どちらがよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第11号及び報告第1号について、原案のとおり可決承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議案第11号及び報告第1号については原案のとおり可決承認されました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをい

たします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

○中村委員 ちょっと教育委員会で言ったんだけど、人事異動で、いわゆる各先生方のスポーツの種目はちゃんとわかっているということでしたけど、あれをうまく人事配置してくれないと、各学校でアンバランスになって、今までバレー部が存続したのに、バレー部の先生がなくてなくなったとか、ハンドボールとか一緒なんですけど、バランスをとった人事配置をしてほしいということを報告の中にぜひ入れてほしいなと思います。

○外山良治委員長 という要望がございましたが、そういった点について委員長報告に盛り込むということで、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのようにいたします。

○外山三博委員 私も1つお願いがありますが、この前委員会のときに、その他の項で発言したスポーツの件で、ねんりんピックというのが全然別のところでやられるものだから、ほかの部にまたがるから、特にこの委員会の委員長報告の中で本会議で発言してもらおうと、聞くだらうと思います。よろしくお願ひします。

○外山良治委員長 今、外山委員の方からございました点についても委員長報告に盛り込むということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員 その他の項なんですけど、中学、高校生のいろんな事件が起きていますが、その中で、シグナルを見落とさないように、教育委員会としてそういう取り組みをしてほしいということをお願いしたいと思います。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 今、十屋委員の方からございました点についても委員長報告に盛り込むということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 暫時休憩をいたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時15分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月21日から24日にかけて、休憩中の協議内容等を踏まえた上で実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定をいたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡をいたしますので、よろしく願いをいたします。

その他何かありませんか。

何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時15分閉会